

大学機関別認証評価

自己評価書

令和3年6月

熊本大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
	領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	6
	領域2 内部質保証に関する基準	11
	領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	21
	領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	27
	領域5 学生の受入に関する基準	32
	領域6 教育課程と学習成果に関する基準	38
	基準の判断 総括表	38
	文学部	39
	教育学部	42
	法学部	45
	理学部	48
	医学部	51
	薬学部	54
	工学部	57
	教育学研究科	60

社会文化科学教育部	71
自然科学教育部	82
医学教育部	85
保健学教育部	88
薬学教育部	91
大学教育統括管理運営機構	94

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 熊本大学
 (2) 所在地 熊本県熊本市
 (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	文学部、教育学部、法学部、理学部、医学部、薬学部、工学部
大学院課程	教育学研究科、社会文化科学教育部、自然科学教育部、医学教育部、保健学教育部、薬学教育部

- (4) 学生数及び教員数（令和3年5月1日現在）

学生数	学部7,629人、大学院1,941人
教員数	専任教員数：780人、助手数：1人

2 大学等の目的

【大学の教育研究上の目的】

熊本大学(以下「本学」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)の精神に則り、総合大学として、知の創造、継承及び発展に努め、知的、道徳的及び応用的能力を備えた人材を育成することにより、地域と国際社会に貢献することを目的とする。(熊本大学学則第1条)

【教育】

個性ある創造的人材を育成するために、学部から大学院まで一貫した理念のもとに総合的な教育を行う。学部では、幅広く深い教養、国際的対話力、情報化への対応能力及び主体的な課題探求能力を備えた人材を育成する。大学院では、学部教育を基盤に、人間と自然への深い洞察に基づく総合的判断力と国際的に通用する専門知識・技能とを身につけた高度専門職業人を育成する。また、社会に開かれた大学として、生涯を通じた学習の場を積極的に提供する。

【研究】

高度な学術研究の中核としての機能を高め、最先端の創造的な学術研究を積極的に推進するとともに、人類の文化遺産の豊かな継承・発展に努める。また、総合大学の特徴を活かして、人間、社会、自然の諸科学を総合的に深化させ、学際的な研究を推進することにより、人間と環境の共生及び社会の持続可能な発展に寄与する。

【地域貢献・国際貢献】

地方中核都市に位置する国立大学として地域との連携を強め、地域における研究中核的機能及び指導的人材の養成機能を果たす。世界に開かれた情報拠点として、世界に向けた学術文化の発信に努めることにより、地域の産業の振興と文化の向上に寄与する。また、知的国際交流を積極的に推進するとともに留学生教育に努め、双方向的な国際交流の担い手の育成を目指す。

【学部毎の教育研究上の目的】

• **文学部**

本学部は、豊かな教養と人文・社会科学に関する深い専門的知識を有し、創造的知性をもって自ら課題を発見し解決する実践的な能力及び現代社会に必要なグローバルな視野と市民的公共心を備え、もって社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。（熊本大学文学部規則第1条の2）

• **教育学部**

本学部は、広い視野と深い教養をもった豊かな人間性を基盤とした教員の養成と地域社会における生涯学習等の指導者の養成のため、教員や地域社会の指導者として必要な基礎的・専門的な知識・技術を修得させ、併せて主体的な課題探求能力を育成することを目的とする。（熊本大学教育学部規則第1条の2）

• **法学部**

本学部は、法的及び政策的知識を基盤として、社会に生起する具体的問題を解決しうる基礎的能力を育成することを目的とする。（熊本大学法学部規則第1条の2）

• **理学部**

本学部は、自然科学に対する幅広い知識と豊かな国際性・創造性を持ち、課題探求能力を備え、科学立国及び地域文化の創造に貢献できる人材を養成することを目的とする。（熊本大学理学部規則第1条の2）

• **医学部**

医学科は、医学及び関連領域における社会的な使命を強い倫理観をもって達成するために必要な科学的で独創性に富む思考力と人間性とを涵養させつつ、医師として必要な基本的知識、技量を修得させ、生涯にわたって自己研鑽を積むことのできる人材を育成することを目的とする。

保健学科は、生命や人間の尊厳に基づく心豊かな教養及び高度な専門的知識・技術を備え、チーム医療のスタッフとして活動し、広く社会に貢献できる資質の高い医療者・研究者・教育者を育成することを目的とする。

（熊本大学医学部規則第1条の2）

• **薬学部**

本学部は、薬学は医療を通じて人類の健康に貢献する総合科学であるとの理念の下に、薬剤師の職能及び医薬品の創製・保健衛生にかかわる基本知識を修得させるとともに、生命科学を基盤とする高度の“薬学的”思考力と倫理観を備えた創造性豊かな人材を育成することを目的とする。

薬学科は、医療系薬学及び衛生・社会系薬学を中心とした応用的学問を修得し、高度化する医療において薬物治療に貢献する薬剤師や臨床研究者として活躍する人材の育成を目的とする。

創薬・生命薬科学科は、物理系薬学、化学系薬学、生物系薬学を中心とした基盤的学問を修得し、創薬科学や生命薬科学分野の先端的研究者、医薬品の創製等の場で先導的役割を担う研究者、技術者及び医薬品情報担当者等として活躍する人材の育成を目的とする。

（熊本大学薬学部規則第1条の2）

- **工学部**

本学部は、社会と科学技術の関わりについての幅広い見識と豊かな専門知識を備え、人間社会と地球環境との共生の実現を指向しながら、社会の持続的発展を技術面から支える、人間性豊かな人材の育成を目的とする。（熊本大学工学部規則第2条）

【大学院の教育研究上の目的】

本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。（熊本大学大学院学則第2条）

【大学院毎の教育研究上の目的】

- **教育学研究科**

本研究科は、理論と実践の往還を通して地域の教育課題を解決し、初等・中等教育の牽引者となりうる教員に必要な実践的指導力を育成することを目的とする。（熊本大学大学院教育学研究科規則第1条の2）

- **社会文化科学教育部**

本教育部は、現代社会において、人文社会科学及び教授システム学等の知識とこれらを基盤とした実践知を駆使し、地域や行政・企業の多様な場で中核的人材として活躍する高度専門職業人を養成するとともに、学際領域を含む諸学の研究教育拠点として、日本の学術を牽引し、世界の知の発展に貢献する研究を推進し、これを担う研究者を養成することを目的とする。（熊本大学大学院社会文化科学教育部規則第2条）

- **自然科学教育部**

本教育部は、多様化する社会のニーズと学際的・融合的に進化する科学技術や学術研究に対して柔軟に対処し、堅実な基礎学力と広い分野にわたる应用能力を備えた総合的・国際的視野を持つ実践的・創造的・国際的人材を育成することを目的とし、国際的に魅力のある大学院を目指す。（熊本大学大学院自然科学教育部規則第2条）

- **医学教育部**

医科学専攻(修士課程)は、医学又は生命科学の知識及び思考力を備えた、専門分野における高度な研究能力を有する研究者、教育者又は高度専門職業人を育成することを目的とする。

医学専攻(博士課程)は、医学又は生命科学の幅広い知識及び深い思考力を備えた、専門分野における国際的研究能力を有する研究者若しくは教育者又は高い研究志向及び問題解決能力を有する高度医療専門職業人を育成することを目的とする。

（熊本大学大学院医学教育部規則第1条の2）

- **保健学教育部**

本教育部は、人間の尊厳を軸とした高い倫理観を基盤とした豊かな人間性を備え、高度な専門的知識を有する、医療現場においてリーダーシップを発揮できる研究志向を持った高度専門職業人又は創造性豊かな教育者・研究者を育成することを目的とする。（熊本大学大学院保健学教育部規則第2条）

- **薬学教育部**

創薬・生命薬科学専攻(博士前期課程)は、創薬科学分野及び生命科学分野の先端的研究者並びに医薬品の開発において先端的役割を担う研究者及び技術者を育成することを目的とする。

創薬・生命薬科学専攻(博士後期課程)は、独創的な発想力、探究心、創薬マインドを育みながら、物理系薬学、化学系薬学、生物系薬学、生命科学を中心とした基盤的学問における知識・技能を礎として、自らの専門領域において卓越した研究能力を発揮できると同時に、創薬科学・生命科学を俯瞰的に捉えて問題設定・問題解決を自主的に行い、先端的研究や医薬品開発の場において指導能力を発揮できる人材を育成することを目的とする。

医療薬学専攻(博士課程)は、薬学又は生命科学の幅広い知識及び深い思考力を備えた、高い研究志向及び問題解決能力を有する高度医療専門職業人又は専門分野における国際的研究能力を有する研究者若しくは教育者を養成することを目的とする。
(熊本大学大学院薬学教育部規則第2条)

3 特徴

熊本大学は、明治以来の伝統を有する旧制第五高等学校や熊本医科大学などを母体とし、九州における中核的総合大学として1949年に発足し、地域社会や国際社会と緊密につながりつつ、高度なレベルで教育・研究・社会貢献に取り組み、近年においては、熊本地震からの創造的復興に寄与しながら、九州の中央に位置するという地理的メリットを活かしつつ、トップレベルの研究を推進するとともに、広く人材育成の需要に応え、さらに産業への貢献を果たすなど輝き続けてきた。

本学は、「グローバル化」や「少子高齢化」をはじめ、社会的変化の激しい21世紀社会においても、個性と強みを生かし、知の探求、創造、継承、連携、発信を行う「創造する森」として、基礎から応用までさまざまな課題の解決に果敢に「挑戦する炎」となり、世界の未来に貢献する“国際的な研究拠点を志向する地域起点型大学”を目指している。

【教育】

スーパーグローバル大学として、留学生の受け入れを増加させるとともに、豊かな国際感覚をもち、柔軟かつ創造的な思考で国内外の諸課題の解決策を創出できる実力を有し、グローバルに活躍できるリーダー人材・イノベーション人材の育成を目指しており、この目標の実現のために、学士課程では、グローバル化に対応した教養教育組織として「多言語文化総合教育センター」を全学横断的に整備し、幅広い教養、創造的知性、国際対話力等の国際通用性の高い教育プログラムを提供するとともに、日本人学生と留学生が共に生活するためのグローバル環境を整備し、課題解決力、実践的行動力を備え国内外でリーダーとして活躍できる日本人並びに留学生を育成している。大学院課程では、「国際先端研究拠点」を核として世界最高水準の博士学位プログラムを構築するとともに国外の多くの大学と連携し、ダブルディグリー制度を導入し、高度な知的基盤に基づいた創造力とグローバル感覚を兼ね備えたイノベーション人材を育成するとともに、高大連携事業の一環として「グローバルYouthキャンパス事業」を展開し、中高生や高専生への早期グローバル教育を実施している。また、社会人教育に関しては、地域からの要請に対応し、熊本大学の教育研究の成果を活用して、社会人再教育プログラムを地域社会へ提供している。

【研究】

国際的研究拠点大学（研究大学強化促進事業）として、生命科学領域における発生再生医学やエイズ学、及び自然科学領域における先進マグネシウム合金やパルスパワー科学に代表される世界を切り拓くオンリーワンの研究分野に「国際先端研究拠点」を設置し、世界レベルの研究を拡充・展開しており、また、人文社会科学領域においては、本学の特色である「永青文庫研究」や「教授システム学研究」を重点研究として位置づけ、国際通用性の高い研究を展開している。さらに、学長が主導する大学院先導機構が主体となって、次世代の熊本大学の中心的研究領域として期待される優れた研究グループを拠点形成研究として支援・育成するとともに、テニュアトラック制度やリーディング大学院プログラムなどを推進し、世界に通用する優れた研究人材の養成を目指している。また、県内唯一の国立大学として、阿蘇、有明・不知火海等、地域の自然や風土が育んだ研究素材・研究環境を生かした“熊本ならではの”の特色ある研究拠点形成を育成し、「低炭素・資源循環・環境共生」型社会の構築を目指し、地域社会への還元を図っている。

【社会貢献】

「地（知）の拠点」（COC）として、地域志向の教育・研究、地域貢献活動を積極的に推進し、研究成果を地域社会に還元する人材の育成や、少子高齢化や過疎化などの地域課題の解決に寄与する大学のシンクタンク機能と生涯学習教育機能を強化してきた。「地（知）の拠点大学による地方創生」（COC+）では、地域産業の振興と優れた産業人材の養成を図るため、「熊本創生推進機構」を活用し、活動を推進してきた。医学・医療分野では、県内唯一の医育機関及び特定機能病院を有する大学として、地域医療の中核的役割を担うとともに、地域医療連携強化を図りながら、「地域医療の最後の砦」として先進医療、移植医療などの高度・先進的な医療の展開・提供、先端医療技術の開発と治療の応用、医療人の育成を通して地域医療の質の向上に貢献している。また、地域の歴史や文化を探求し、地域のアイデンティティや誇りの形成、魅力的な観光資源の開発を促進し、国際性豊かで活力のある熊本・九州地域の発展を、行政や経済界等との連携により推進している。

II 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

: 「該当なし」

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-1-1] 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要 ・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）		
	1-1-1-01 H29大学院教育学研究科教職実践開発専攻（教職大学院の課程）		
	1-1-1-02 H30工学部		
	1-1-1-03 H30大学院自然科学教育部（博士前期課程・博士後期課程）		
	1-1-1-04 R1大学院社会文化科学教育部法政・紛争解決学専攻（博士前期課程）		
	1-1-1-05 R2大学院教育学研究科教職実践開発専攻（教職大学院の課程）		
	1-1-1-06 R3大学院社会文化科学教育部熊本大学・マサチューセッツ州立大学ポストン校紛争解決学国際連携専攻（博士前期課程）		
	・共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料 1-1-1-07 マサチューセッツ州立大学ポストン校とのジョイントディグリー協定書		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目1-1-1]			
1. 大学院教育学研究科教育実践開発専攻（教職大学院の課程）（平成29年4月設置） 学校教育の現場や教育委員会との密接な連携に基づき、学部からの進学者及び現職教員が理論と実践の往還を通して相互に刺激し合いながら教員としての力量を高めていく場を創出し、今後の初等・中等教育の牽引者となりうる人材（新人教員及び中核的中堅教員）を養成するため、大学院教育学研究科教育実践開発専攻を設置した。			
2. 工学部（平成30年4月改組） 従来の7学科を見直し、工学全般にわたる共通の基礎的科目を修得した上で、工学における伝統的な基幹分野への明確な目的意識を持った人材を育成するために、共通の基盤教育科目を有し、かつ、類似した基幹分野を中括りした4つの学科に改組した。			
3. 大学院自然科学教育部（博士前期課程・博士後期課程）（平成30年4月改組） 学部教育として理学部と工学部を堅持した上で、学部から大学院博士前期課程までの6年間において一貫した教育をより確実に実施するため、接続性強化の方策として、大学院博士前期課程を学部の専攻に合わせて9専攻から5専攻に改組した。一方、大学院博士後期課程では、理学系、工学系それぞれにおける最先端知識および技術を身につけ、課程修了後には俯瞰的立場で他分野と協働事業が展開できる人材を育成するため、5専攻から2専攻に改組した。			
4. 大学院社会文化科学教育部法政・紛争解決学専攻（博士前期課程）（平成31年4月設置） 法学、政治学、経済学、社会学及び社会福祉学の幅広く深い知識を有し、現代社会が抱える多種多様な課題に対し、実践的応用能力をもって対処することのできる高度専門職業人及び自己の専門分野において、人文社会科学の基礎的研究の深化・進展を担う研究者を養成するため、公共政策学専攻及び法学専攻の2専攻を廃止し、新たに法政・紛争解決学専攻を設置した。			
5. 大学院教育学研究科（令和2年4月改組） 平成29年4月に設置した大学院教育学研究科教育実践開発専攻では、地域の教育現場のニーズを踏まえた指導を行ってきたが、1コースのみの開設で教科教育や特別支援教育に重点を置いた指導が十分にできないという課題があったため、修士課程の2専攻を発展的に解消（学生募集を停止）し、3コース（学校教育実践高度化コース、教科教育実践高度化コース、特別支援教育実践高度化コース）に改組・拡充した。			
6. 大学院社会文化科学教育部熊本大学・マサチューセッツ州立大学ボストン校紛争解決学国際連携専攻（博士前期課程）（令和3年4月設置） 米国において発展した紛争解決学の高度な専門知識を習得し、熊本、日本、そして米国のそれぞれの地域におけるローカルな紛争はもとより、国際レベルのグローバルな紛争に対して対話的解決を実践できる人材を養成する。さらに、ジョイント・ディグリー・プログラムの特長を活かし、英語を共通言語としてコミュニケーションする力を備え、多様な人々と協調した活動を牽引する日本やアジア、米国の懸け橋となる人材を養成するため、令和3年4月に設置した。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-2-1] 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・ 認証評価共通基礎データ様式		
	認証評価共通基礎データ様式		
[分析項目1-2-2] 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式1-2-2）		
	1-2-2 教員の年齢別・性別内訳		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・ 教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1-3-1）		
	1-3-1 教員組織と教育組織の対応表		
	・ 組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 熊本大学学則	第2条、第6条	
	1-3-1-02 熊本大学文学部教授会規則	第2条	
	1-3-1-03 熊本大学教育学部教授会規則	第2条	
	1-3-1-04 熊本大学法学部教授会規則	第2条	
1-3-1-05 熊本大学理学部教授会規則	第2条		
1-3-1-06 熊本大学医学部教授会規則	第2条		

	1-3-1-07 熊本大学薬学部教授会規則	第2条	
	1-3-1-08 熊本大学工学部教授会規則	第2条	
	1-3-1-09 熊本大学大学院教育学研究科教授会規則	第2条	
	1-3-1-10 熊本大学大学院社会文化科学教育部教授会規則	第2条	
	1-3-1-11 熊本大学大学院自然科学教育部教授会規則	第2条	
	1-3-1-12 熊本大学大学院医学教育部教授会規則	第2条	
	1-3-1-13 熊本大学大学院保健学教育部教授会規則	第2条	
	1-3-1-14 熊本大学大学院薬学教育部教授会規則	第2条	
	・ 責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 熊本大学学則	第15条	再掲
	・ 責任者の氏名が分かる資料		
	1-3-1-15 役職員一覧		
[分析項目 1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1-3-2）		
	1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・ 教授会等の組織構成図、運営規定等		
	1-3-2-01 熊本大学教授会規則		
	1-3-1-02 熊本大学文学部教授会規則		再掲
	1-3-1-03 熊本大学教育学部教授会規則		再掲
	1-3-1-04 熊本大学法学部教授会規則		再掲
	1-3-1-05 熊本大学理学部教授会規則		再掲
	1-3-1-06 熊本大学医学部教授会規則		再掲
	1-3-2-02 熊本大学医学部運営会議要項		
	1-3-2-03 熊本大学医学部医学科会議要項		
	1-3-2-04 熊本大学医学部保健学科会議要項		
	1-3-1-07 熊本大学薬学部教授会規則		再掲
	1-3-1-08 熊本大学工学部教授会規則		再掲
	1-3-1-09 熊本大学大学院教育学研究科教授会規則		再掲
	1-3-1-10 熊本大学大学院社会文化科学教育部教授会規則		再掲
	1-3-1-11 熊本大学大学院自然科学教育部教授会規則		再掲
	1-3-1-12 熊本大学大学院医学教育部教授会規則		再掲

	1-3-1-13 熊本大学大学院保健学教育部教授会規則		再掲
	1-3-1-14 熊本大学大学院薬学教育部教授会規則		再掲
[分析項目1-3-3] 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-3）		
	1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・ 組織構成図、運営規定等		
	1-3-3-01 国立大学法人熊本大学法人基本規則	第27条	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目1-3-1] 本学では、教育研究組織とは別に教員組織を学系毎に設置しており（教育学研究科を除く）、当該教員組織に属する教員が学部等の教育研究組織へ併任により授業等を実施する体制としている。規定等により、両組織の対応等、特定の固定的な関係性は明記していないが、各教育研究組織の教授会規則には、別紙様式1-3-1に記載する教員組織に属する教員のうち、当該教育研究組織の教育を担当する者が構成員として明記されている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

：「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下、「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1） 2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・明文化された規定類 2-1-1-01 国立大学法人熊本大学大学評価会議規則		
	2-1-1-02 国立大学法人熊本大学自己点検・評価に関する規則		
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	・教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2） 2-1-2 教育研究上の基本組織一覧		
	・明文化された規定類 2-1-2-01 国立大学法人熊本大学教育会議規則		
	2-1-2-02 熊本大学教育会議カリキュラム評価委員会細則		
	2-1-2-03 国立大学法人熊本大学教育会議カリキュラム評価委員会全学共通評価専門委員会細則		
	2-1-2-04 国立大学法人熊本大学における教育の内部質保証に関する方針	4、別紙1	
	2-1-2-05 国立大学法人熊本大学における教育の内部質保証実施ガイドライン		
	2-1-2-06 教育の内部質保証に係る自己点検・評価の実施について（非公表）		
	・評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の意義で作成されたもの。） 2-1-2-07 国際連携教育課程報告書		
[分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	・質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3） 2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧		
	・明文化された規定類 2-1-1-02 国立大学法人熊本大学自己点検・評価に関する規則	第4条、別表	再掲
	2-1-3-01 国立大学法人熊本大学施設・環境委員会規則		
	2-1-3-02 国立大学法人熊本大学ICT戦略会議規則		
	2-1-3-03 熊本大学附属図書館運営委員会規則		
	2-1-3-04 熊本大学学生委員会規則		
	2-1-3-05 熊本大学入学試験委員会規則		
	2-1-3-06 国立大学法人熊本大学施設管理に関する自己点検・評価要項		

	2-1-3-07 国立大学法人熊本大学ICT環境に関する自己点検・評価要項		
	2-1-3-08 国立大学法人熊本大学附属図書館の利用環境に関する自己点検・評価要項		
	2-1-3-09 国立大学法人熊本大学学生支援に関する自己点検・評価要項		
	2-1-3-10 国立大学法人熊本大学入学者受入に関する自己点検・評価要項		

【特記事項】

- ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。
- ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。
 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・ 明文化された規定類		
	2-1-2-01 国立大学法人熊本大学教育会議規則		再掲
	2-1-2-02 熊本大学教育会議カリキュラム評価委員会細則		再掲
	2-1-2-03 国立大学法人熊本大学教育会議カリキュラム評価委員会全学共通評価専門委員会細則		再掲
	2-1-2-04 国立大学法人熊本大学における教育の内部質保証に関する方針		再掲
	2-1-2-05 国立大学法人熊本大学における教育の内部質保証実施ガイドライン	別紙1	再掲
[分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること	2-1-2-06 教育の内部質保証に係る自己点検・評価の実施について（非公表）		再掲
	・ 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2）		
	2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-2-01 国立大学法人熊本大学教育会議規則		再掲

	2-1-2-02 熊本大学教育会議カリキュラム評価委員会細則		再掲
	2-1-2-03 国立大学法人熊本大学教育会議カリキュラム評価委員会全学共通評価専門委員会細則		再掲
	2-1-2-04 国立大学法人熊本大学における教育の内部質保証に関する方針		再掲
	2-1-2-05 国立大学法人熊本大学における教育の内部質保証実施ガイドライン	別紙1	再掲
	2-1-2-06 教育の内部質保証に係る自己点検・評価の実施について（非公表）		再掲
[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3）		
	2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-3-06 国立大学法人熊本大学施設管理に関する自己点検・評価要項	3~5	再掲
	2-1-3-07 国立大学法人熊本大学ICT環境に関する自己点検・評価要項	3~5	再掲
	2-1-3-08 国立大学法人熊本大学附属図書館の利用環境に関する自己点検・評価要項	3~5	再掲
	2-1-3-09 国立大学法人熊本大学学生支援に関する自己点検・評価要項	3~5	再掲
	2-1-3-10 国立大学法人熊本大学入学者受入に関する自己点検・評価要項	3~5	再掲
[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4）		
	2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-02 国立大学法人熊本大学自己点検・評価に関する規則	第5条	再掲
	2-1-2-05 国立大学法人熊本大学における教育の内部質保証実施ガイドライン	I-1-(2)	再掲
	2-2-4-01 授業改善アンケート実施要領		
	2-2-4-02 卒業生アンケート実施に係る基本指針、令和2年度アンケート実施要領（非公表）		
	2-2-4-03 令和2年度学長と学生代表との懇談会（非公表）		
	2-2-4-04 意見箱制度と対応状況一覧（非公表）		
	2-2-4-05 令和2年度建物満足度調査の実施について（非公表）		
[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5）		
	2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-02 国立大学法人熊本大学自己点検・評価に関する規則	第5条～第7条	再掲
	2-1-2-04 国立大学法人熊本大学における教育の内部質保証に関する方針	7、8	再掲
	2-1-2-05 国立大学法人熊本大学における教育の内部質保証実施ガイドライン	Ⅱ、Ⅲ	再掲
	2-1-3-06 国立大学法人熊本大学施設管理に関する自己点検・評価要項	6	再掲

	2-1-3-07 国立大学法人熊本大学ICT環境に関する自己点検・評価要項	6	再掲
	2-1-3-08 国立大学法人熊本大学附属図書館の利用環境に関する自己点検・評価要項	6	再掲
	2-1-3-09 国立大学法人熊本大学学生支援に関する自己点検・評価要項	6	再掲
	2-1-3-10 国立大学法人熊本大学入学者受入に関する自己点検・評価要項	6	再掲
[分析項目2-2-6] 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること	・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6）		
	2-2-6 実施の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-02 国立大学法人熊本大学自己点検・評価に関する規則	第5条～第7条	再掲
	2-1-2-04 国立大学法人熊本大学における教育の内部質保証に関する方針	7	再掲
	2-1-2-05 国立大学法人熊本大学における教育の内部質保証実施ガイドライン	Ⅲ	再掲
	2-1-3-06 国立大学法人熊本大学施設管理に関する自己点検・評価要項	6	再掲
	2-1-3-07 国立大学法人熊本大学ICT環境に関する自己点検・評価要項	6	再掲
	2-1-3-08 国立大学法人熊本大学附属図書館の利用環境に関する自己点検・評価要項	6	再掲
	2-1-3-09 国立大学法人熊本大学学生支援に関する自己点検・評価要項	6	再掲
2-1-3-10 国立大学法人熊本大学入学者受入に関する自己点検・評価要項	6	再掲	
[分析項目2-2-7] 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること	・明文化された規定類		
	2-1-1-02 国立大学法人熊本大学自己点検・評価に関する規則	第5条～第7条	再掲
	2-1-2-04 国立大学法人熊本大学における教育の内部質保証に関する方針	Ⅱ	再掲
	2-1-2-05 国立大学法人熊本大学における教育の内部質保証実施ガイドライン	8	再掲
	2-1-3-06 国立大学法人熊本大学施設管理に関する自己点検・評価要項	6	再掲
	2-1-3-07 国立大学法人熊本大学ICT環境に関する自己点検・評価要項	6	再掲
	2-1-3-08 国立大学法人熊本大学附属図書館の利用環境に関する自己点検・評価要項	6	再掲
	2-1-3-09 国立大学法人熊本大学学生支援に関する自己点検・評価要項	6	再掲
2-1-3-10 国立大学法人熊本大学入学者受入に関する自己点検・評価要項	6	再掲	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目2-2-4] 教育における自己点検・評価を実施するにあたっては、必要に応じて関係者（学生、卒業生(修了生)、卒業生(修了生)の主な雇用者等）から意見を聴取することとしているが、既に聴取すべき内容を含む調査等を他の委員会等にて実施している場合は、その集計・分析結果等を活用することとしている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・ 計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1）		
	2-3-1 計画等の進捗状況一覧		
[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・ 該当する報告書等		
	2-3-2-01 授業改善のためのアンケート実施報告書(2019年度実施分)		
	2-3-2-02 成績分布に関する分析資料（非公表）		
	2-3-2-03 文学部教学IRデータ分析報告書（非公表）		
[分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	2-3-2-04 就職先・卒業予定者アンケート分析		
	・ 該当する報告書等		
	2-3-2-01 授業改善のためのアンケート実施報告書(2019年度実施分)		再掲
	2-3-3-01 TA活動アンケート（FD活動報告書抜粋）及びアンケート結果を踏まえての全学通知		
	2-3-3-02 2020年度前学期の遠隔授業等に関するアンケート調査（学生調査）結果報告		
	2-3-3-03 2020年度前学期の遠隔授業等に関するアンケート調査（教員調査）結果報告		
	2-3-3-04 卒業（修了）生アンケート調査結果報告書（非公表）		
	2-3-3-05 卒業（修了）予定者アンケート調査結果報告書（非公表）		
	2-3-3-06 就職先アンケート調査結果報告書、出身学部・研究科・教育部別集計結果報告（非公表）		
	2-2-4-03 令和2年度学長と学生代表との懇談会（非公表）		再掲
	2-2-4-04 意見箱制度と対応状況一覧（非公表）		再掲
・ 領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。			

<p>[分析項目2-3-4] 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）</p>	<p>・該当する第三者による検証等の報告書</p>		
	<p>2-3-4-01 日本医学教育評価機構（JACME）</p>		
	<p>2-3-4-02 薬学教育評価機構（JABPE）</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書き</u>で記述すること。</p>			
<p>【活動取組2-3-A】（授業改善アンケート調査） R2前期の授業改善アンケートにおいて、特に遠隔授業への意見が多かったため、取りまとめの上、後期開始前に各教員に通知している。</p>	<p>2-3-A 授業改善アンケート調査（遠隔授業等に関する学生からの意見について）（非公表）</p>		
<p>【活動取組2-3-B】（休憩時間の変更） 「教室の移動に時間がかかるため、授業に間に合わないことがある」との意見箱への意見を受け、授業間の休憩時間を延長した。</p>	<p>2-3-B 休憩時間の変更（非公表）</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】 「教室の移動に時間がかかるため、授業に間に合わないことがある」との意見箱への意見を受け、検討を行った結果、黒髪キャンパス内において授業間の休憩時間を10分から15分に伸ばすこととした。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p>基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること</p>			
<p>分析項目</p>	<p>分析項目に係る根拠資料・データ欄</p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>
<p>[分析項目2-4-1] 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること</p>	<p>・明文化された規定類 1-3-3-01 国立大学法人熊本大学法人基本規則</p>	<p>第25条</p>	<p>再掲</p>
	<p>・新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料</p>		
	<p>2-4-1-01 役員会（H29年度教職大学院設置）</p>		
	<p>2-4-1-02 役員会（R1年度社文改組）</p>		
	<p>2-4-1-03 役員会（R2年度教育学研究科改組）</p>		
	<p>2-4-1-04 役員会（R3年度国際連携専攻設置改組）</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			

<p>[分析項目2-4-1] 工学部及び大学院自然科学研究科改組（平成30年度）に関する、大学設置・学校法人審議会への「事前伺い」提出にあたり、役員会において審議されていないが、これは当時の「事前伺い」及び「事前伺い」で設置報告書の提出による設置を可能とする旨連絡を受けた後、提出する「設置報告」の提出書類として「当該申請についての意思の決定を証する書類」の提出が必要とされていなかったこと、また、手続きの迅速化を図るため、役員会ではなく、学長及び理事・副学長を構成員とする大学戦略会議（毎週開催）において審議の上、事前伺いを提出したことによる。 現在は、「事前相談」（以前の「事前伺い」に相当）後の「設置報告」においても、「当該申請についての意思の決定を証する書類」の提出が求められていることから、役員会の議を経て提出するよう学内のルールを定めている。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書き</u>で記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p>基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること</p>			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>[分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること</p>	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）		
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）		
	・明文化された規定類		
	2-5-1-01 教員選考基準（非公表）		
	2-5-1-02 人文社会科学研究部（文学系）教員選考基準（非公表）		
	2-5-1-03 教育学部及び教育学研究科教員選考基準（非公表）		
	2-5-1-04 人文社会科学研究部（法学系）教員選考基準（非公表）		
	2-5-1-05 先端科学研究部研究部（理学系）教員選考基準（非公表）		
	2-5-1-06 生命科学研究部（医学系）における教員選考基準（非公表）		
	2-5-1-07 生命科学研究部（保健学系）教員選考基準（非公表）		
	2-5-1-08 生命科学研究部（薬学系）教員選考基準（非公表）		
	2-5-1-09 先端科学研究部（工学系）教員選考基準（非公表）		
・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料			
2-5-1-02 人文社会科学研究部（文学系）教員選考基準（非公表）			再掲

	2-5-1-03 教育学部及び教育学研究科教員選考基準（非公表）		再掲
	2-5-1-04 人文社会科学研究部（法学系）教員選考基準（非公表）		再掲
	2-5-1-05 先端科学研究部研究部（理学系）教員選考基準（非公表）		再掲
	2-5-1-06 生命科学研究部（医学系）における教員選考基準（非公表）		再掲
	2-5-1-07 生命科学研究部（保健学系）教員選考基準（非公表）		再掲
	2-5-1-08 生命科学研究部（薬学系）教員選考基準（非公表）		再掲
	2-5-1-09 先端科学研究部（工学系）教員選考基準（非公表）		再掲
	・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあつては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-1-02 人文社会科学研究部（文学系）教員選考基準（非公表）		再掲
	2-5-1-03 教育学部及び教育学研究科教員選考基準（非公表）		再掲
	2-5-1-04 人文社会科学研究部（法学系）教員選考基準（非公表）		再掲
	2-5-1-05 先端科学研究部研究部（理学系）教員選考基準（非公表）		再掲
	2-5-1-06 生命科学研究部（医学系）における教員選考基準（非公表）		再掲
	2-5-1-07 生命科学研究部（保健学系）教員選考基準（非公表）		再掲
	2-5-1-08 生命科学研究部（薬学系）教員選考基準（非公表）		再掲
	2-5-1-09 先端科学研究部（工学系）教員選考基準（非公表）		再掲
[分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2）		
	2-5-2 教員業績評価の実施状況		
	・明文化された規定類		
	2-5-2-01 熊本大学における教員の業績評価の実施と処遇への反映に関する基本方針（非公表）		
	2-5-2-02 新年俸制に係る業績評価の実施等の取扱いについて（非公表）		
	2-5-2-03 国立大学法人熊本大学教員業績評価要項（非公表）		
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-04 教員の業績評価の実施について（依頼）（非公表）		
	2-5-2-05 業績評価の結果に係る申請書（非公表）		
[分析項目2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3）		
	2-5-3 評価結果に基づく取組		
	・反映される規定がある場合は明文化された規定類		
	2-5-3-01 国立大学法人熊本大学職員給与規則（非公表）	第11条、第40条	

	2-5-3-02 国立大学法人熊本大学年俸制適用職員給与規則（非公表）	第11条、第12条	
	2-5-3-03 国立大学法人熊本大学2号年俸制適用職員給与規則（非公表）	第12条、第15条	
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-3-04 業績評価基準（各部局）（非公表）		
	2-5-3-05 業績評価の結果について（非公表）		
[分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4）		
	2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧		
[分析項目2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること	・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式2-5-5）		
	2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧		
	・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料		
	2-5-5-01 国立大学法人熊本大学事務組織規則		
	2-5-5-02 事務組織体制図		
	・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料		
	2-5-5-03 熊本大学技術部規則		
	2-5-5-01 国立大学法人熊本大学事務組織規則		再掲
	2-5-5-04 熊本大学附属図書館規則		
	・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料		
	2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧		再掲
[分析項目2-5-6] 教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること	・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6）		
	2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧		
	・TA等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料		
	2-5-6-01 教育支援者等に対する研修等（TAマニュアル）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

：「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表		
	3-1-1-01_令和2年度財務諸表		
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		
	3-1-1-02_令和2年度監事報告		
[分析項目3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	3-1-1-03_令和2年度会計監査人の監査報告書		
	・予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（別紙様式3-1-2）		
	3-1-2 予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		
	3-1-2-01 分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-2-1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		

	1-3-3-01 国立大学法人熊本大学法人基本規則	第25条～第27条	再掲
	3-2-1-01 法人運営組織概念図		
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料		
	・役職者の名簿		
	3-2-1-02 役職員名簿		
[分析項目3-2-2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）		
	3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-3-1] 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-5教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1） 3-3-1 事務組織一覧		
	・根拠となる規定類		
	1-3-3-01 国立大学法人熊本大学法人基本規則	第53条	再掲
	2-5-5-01 国立大学法人熊本大学事務組織規則		再掲
	・事務組織の組織図		

[2-5-5-02 事務組織体制図](#)

再掲

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-4-1] 教員と事務職員等が適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1） 3-4-1 教職協働の状況		
[分析項目3-4-2] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2） 3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定		
	3-5-1-01_国立大学法人熊本大学監事監査規則		
	3-5-1-02_国立大学法人熊本大学監事選考会議規則		
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）		
	3-5-1-03_令和2年度監事監査計画（非公表）		
	3-5-1-04_令和元年度 監事監査に関する報告書		
	・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果		
[分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）		
	3-5-2-01_監査計画概要説明 有限責任監査法人トーマツ（非公表）		
	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）		
	3-1-1-03_令和2年度会計監査人の監査報告書		再掲
[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）		
	3-5-3-01_独立性が担保された主体であることが確認できる資料		
	・ 内部監査に関する規定		
	3-5-3-02_国立大学法人熊本大学内部監査規則		
	・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）		
	3-5-3-03_令和2年度内部監査年次計画書（非公表）		
	3-5-3-04_令和2年度内部監査報告書（共済）（非公表）		
	3-5-3-05_令和2年度内部監査報告書（ガイドライン）（非公表）		
	3-5-3-06_令和2年度内部監査報告書（個人情報）（非公表）		
3-5-3-07_令和2年度内部監査報告書（法人文書）（非公表）			
3-5-3-08_令和2年度内部監査報告書（蔵書点検）（非公表）			
[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）		
	3-5-4-01_監査法人と学長・理事のディスカッション概要（非公表）		

3-5-4-02 監査法人と監事のディスカッション概要（非公表）		
3-5-4-03 監事と学長・理事の情報共有（非公表）		
3-5-4-04 学長・理事、監事と監査室の情報共有（非公表）		
3-5-4-05 監査法人と監査室の情報共有（非公表）	3. ⑥(2)	

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-6-1] 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1） 3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

II 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

：「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式 認証評価共通基礎データ様式		
	・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1） 4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2） 4-1-2 附属施設等一覧		
	[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3） 4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況	
・ 施設・設備の整備（耐震化、バリアフリー化等）状況等が確認できる資料 4-1-3-01 耐震化の状況			
4-1-3-02 老朽化の状況			
4-1-3-03 バリアフリーの状況			
・ 安全・防犯面への配慮がなされていることが確認できる資料 4-1-3-04 外灯 黒髪キャンパス配置図			
4-1-3-05 外灯 本荘キャンパス配置図			
4-1-3-06 外灯 大江キャンパス配置図			
4-1-3-07 国立大学法人熊本大学防犯カメラの管理及び運用に関する規則			
4-1-3-08 危険箇所の周知【お知らせ】理学部2号館非常階段の使用停止について			
4-1-3-09 危険箇所の周知【注意喚起】不審者情報について			
4-1-3-10 危険箇所の周知【通知】（黒髪北）基幹・環境整備（給水設備等）I期工事について			
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編） 4-1-4-01 令和2年度学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）調査票		
	[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編） 4-1-5-01 学術情報基盤実態調査（中央図書館）	
4-1-5-02 学術情報基盤実態調査（医学系分館）			

	4-1-5-03 学術情報基盤実態調査 (薬学部分館)		
[分析項目 4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・自主的学習環境整備状況一覧 (別紙様式 4-1-6)		
	4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧 (別紙様式 4-2-1)		
	4-2-1 相談・助言体制等一覧		
	・保健(管理)センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制(相談員、カウンセラーの配置等)が確認できる資料		
	4-2-1-01 熊本大学における障がいのある学生等及び入学志願者の支援に関する基本方針		
	4-2-1-02 熊本大学障がい学生支援室規則		
	4-2-1-03 学生相談室 (ホームページ)		
	4-2-1-04 熊本大学保健センター規則		
	4-2-1-05 保健センター (ホームページ) ①		
	4-2-1-06 保健センター (ホームページ) ②		
	4-2-1-07 就職支援課 (ホームページ)		
	4-2-1-08 熊本大学就活サポートガイド		
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料(取扱要項等)		

	4-2-1-09 ハラスメントガイドブック		
	・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料		
	4-2-1-10 生活支援の学生への周知方法（ホームページ）		
	・生活支援制度の利用実績が確認できる資料		
	4-2-1 相談・助言体制等一覧		再掲
[分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2）		
	4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧		
[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・留学生への生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-3）		
	4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制		
	・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料		
	4-2-3-01 留学生の手引き		
[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-4）		
	4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制		
[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5）		
	4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧		
	・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料		
	4-2-5-01 熊本大学新庄鷹義基金修学支援奨学金実施要項		
	4-2-5-02 薬学部125周年記念甲斐原守夫奨学金規定		
	4-2-5-03 熊本大学大学院博士課程奨学金制度実施要領		
	4-2-5-04 奨学金制度の周知（ホームページ）		
	4-2-5-05 奨学金の周知（学生向けWeb掲示板）		
	4-2-5-06 奨学金（JASSO）の周知（ホームページ）		
	4-2-5-07 奨学金（地方公共団体・民間）の周知（ホームページ）		
	4-2-5-08 熊本大学入学金、授業料及び寄宿料の免除並びに入学金及び授業料の徴収猶予取扱規則		
	4-2-5-09 熊本大学における大学等における修学の支援に関する法律に基づく入学金及び授業料の免除等に関する規則		
	4-2-5-10 授業料・入学金免除の周知（ホームページ）		
	・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-11 日本学生支援機構奨学金利用状況		
	・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料		

4-2-5-01 熊本大学新庄鷹義基金修学支援奨学金実施要項		再掲
4-2-5-02 薬学部125周年記念甲斐原守夫奨学金規定		再掲
4-2-5-03 熊本大学大学院博士課程奨学金制度実施要領		再掲
4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧		再掲
・入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料		
4-2-5-08 熊本大学入学料、授業料及び寄宿料の免除並びに入学料及び授業料の徴収猶予取扱規則		再掲
4-2-5-09 熊本大学における大学等における修学の支援に関する法律に基づく入学料及び授業料の免除等に関する規則		再掲
4-2-5-10 授業料・入学料免除の周知（ホームページ）		再掲
4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧		再掲
・学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料		
4-2-5-12 熊本大学寄宿舎規則		
4-2-5-13 寄宿舎の紹介		
4-2-5-14 寄宿舎案内（ホームページ）		
・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【活動取組4-2-A】（新型コロナウイルス感染拡大に伴い支援が必要な学生への緊急支援給付金） コロナ禍に伴う社会情勢等の変化により、保護者や本人の収入減などで真に困窮する学生に対し、緊急の支援措置として返済不要の給付金を給付	4-2-A 緊急支援給付金		
【活動取組4-2-B】（熊本大学アマビエ給付奨学金） コロナ禍の影響も含め家計が厳しく経済的に困窮している学生に対し、返済不要の給付金を給付	4-2-B アマビエ給付奨学金		
【活動取組4-2-C】（留学生就職促進プログラム） 外国人留学生の県内外企業への就職を目指し、留学生へ「ビジネス日本語教育」「インターンシップ」を実践するなど支援体制を構築	4-2-C 留学生就職促進プログラム		
【活動取組4-2-D】（きらめきユースプロジェクト） 学生自身に実体験をさせることにより、学生の自主性、創造性、独創性、社会で活躍できる能力を高めることが期待できる事業に対し大学が経済的支援を行う	4-2-D きらめきユースプロジェクト		

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

II 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

: 「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-1-1] 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料		
	5-1-1-01 3ポリシー（全学・学士課程）		
	5-1-1-02 3ポリシー（全学・大学院）		
	5-1-1-03 3ポリシー（文学部）		
	5-1-1-04 3ポリシー（教育学部）		
	5-1-1-05 3ポリシー（法学部）		
	5-1-1-06 3ポリシー（理学部）		
	5-1-1-07 3ポリシー（医学部）		
	5-1-1-08 3ポリシー（薬学部）		
	5-1-1-09 3ポリシー（工学部）		
	5-1-1-10 3ポリシー（教育学研究科）		
	5-1-1-11 3ポリシー（社会文化科学教育部）		
	5-1-1-12 3ポリシー（自然科学教育部・博士前期）		
	5-1-1-13 3ポリシー（自然科学教育部・博士後期）		
	5-1-1-14 3ポリシー（医学教育部）		
	5-1-1-15 3ポリシー（保健学教育部）		
5-1-1-16 3ポリシー（薬学教育部）			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			

【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）		
	5-2-1 入学者選抜の方法一覧		
	・ 面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）		
	5-2-1-01 文学部面接要領（非公表）		
	5-2-1-02 教育学部面接要領（非公表）		
	5-2-1-03 法学部面接要領（非公表）		
	5-2-1-04 理学部面接要領（非公表）		
	5-2-1-05 医学部面接要領（非公表）		
	5-2-1-06 薬学部面接要領（非公表）		
	5-2-1-07 工学部面接要領（非公表）		
	5-2-1-08 教育学研究科面接要領（非公表）		
	5-2-1-09 社会文化科学教育部面接要領（非公表）		
	5-2-1-10 自然科学教育部面接要領（非公表）		
	5-2-1-11 医学教育部面接要領（非公表）		
	5-2-1-12 保健学教育部面接要領（非公表）		
	5-2-1-13 薬学教育部面接要領（非公表）		
	・ 入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料		
	5-2-1-14 熊本大学入学試験委員会規則（非公表）		
	5-2-1-15 熊本大学入学選抜に係る実施体制（非公表）		
	・ 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
5-1-1-01 3ポリシー（全学・学士課程）			再掲
5-1-1-02 3ポリシー（全学・大学院）			再掲
5-1-1-03 3ポリシー（文学部）			再掲
5-1-1-04 3ポリシー（教育学部）			再掲

5-1-1-05 3ポリシー（法学部）		再掲
5-1-1-06 3ポリシー（理学部）		再掲
5-1-1-07 3ポリシー（医学部）		再掲
5-1-1-08 3ポリシー（薬学部）		再掲
5-1-1-09 3ポリシー（工学部）		再掲
5-1-1-10 3ポリシー（教育学研究科）		再掲
5-1-1-11 3ポリシー（社会文化科学教育部）		再掲
5-1-1-12 3ポリシー（自然科学教育部・博士前期）		再掲
5-1-1-13 3ポリシー（自然科学教育部・博士後期）		再掲
5-1-1-14 3ポリシー（医学教育部）		再掲
5-1-1-15 3ポリシー（保健学教育部）		再掲
5-1-1-16 3ポリシー（薬学教育部）		再掲
5-2-1-16 文学部入試実施要項（非公表）		
5-2-1-17 教育学部入試実施要項（非公表）		
5-2-1-18 法学部入試実施要項（非公表）		
5-2-1-19 理学部入試実施要項（非公表）		
5-2-1-20 医学部入試実施要項（非公表）		
5-2-1-21 薬学部入試実施要項（非公表）		
5-2-1-22 工学部入試実施要項（非公表）		
5-2-1-23 教育学研究科入試実施要項（非公表）		
5-2-1-24 社会文化科学教育部入試実施要項（非公表）		
5-2-1-25 自然科学教育部入試実施要項（非公表）		
5-2-1-26 医学教育部入試実施要項（非公表）		
5-2-1-27 保健学教育部入試実施要項（非公表）		
5-2-1-28 薬学教育部入試実施要項（非公表）		
・ 学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの		
5-2-1-29 教育学部改組に伴う入学者選抜変更（非公表）		
5-2-1-30 薬学部薬学科募集人員変更（非公表）		
[分析項目5-2-2] 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組	・ 学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料	

を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	5-2-1-14 熊本大学入学試験委員会規則（非公表）		再掲
	5-2-2-01 熊本大学入学試験委員会学力検査専門委員会細則（非公表）		
	5-2-2-02 熊本大学入学試験委員会グローバルリーダーコース入試実施専門委員会細則（非公表）		
	5-2-2-03 熊本大学大学教育統括管理運営機構規則（非公表）		
	・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等		
	5-2-2-04 令和3年度熊本大学入学者アンケート集計結果（非公表）		
	5-2-2-05 令和3年度総合型選抜GLCアンケート集計結果（非公表）		
	5-2-2-06 文学部教授会等議事要録（非公表）		
	5-2-2-07 理学部教授会等議事要録（非公表）		
	5-2-2-08 医学部教授会等議事要録（非公表）		
	5-2-2-09 教育学部教授会等議事要録（非公表）		
	5-2-2-10 薬学部教授会等議事要録（非公表）		
	5-2-2-11 文学部コミュニケーション情報学科の一般選抜（後期日程）廃止に伴う募集人員変更（非公表）		
	5-2-2-12 総合型選抜〈海外在住者対象〉の募集開始（非公表）		
	5-2-2-13 医学部医学科における入学者選抜方法の変更（非公表）		
	5-2-2-14 総合型選抜（グローバルリーダーコース）における入学者選抜方法の変更（非公表）		
	5-2-1-29 教育学部改組に伴う入学者選抜変更（非公表）		再掲
	5-2-1-30 薬学部薬学科募集人員変更（非公表）		再掲
	5-2-2-16 入学試験委員会資料（非公表）		
	5-2-2-17 社会文化科学教育部法学系教育部会議議事要録（非公表）		
5-2-2-18 社会文化科学教育部進学説明会資料（非公表）			
5-2-2-19 社会文化科学教育部入試に係る予告について（非公表）			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目5-3-1】 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2		
	認証評価共通基礎データ様式		
	・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<p>【分析項目5-3-1】 社会文化科学教育部博士前期課程 法政・紛争解決学専攻</p> <p>大幅に下回る状況になっている主たる理由として、1) 社会人の入学者が以前と比べて減少傾向にあること、2) 内部進学者が極端に減少していることが考えられる。1) の対策として、法学部と友好な関係にある熊本県の弁護士会・社会保険労務士会・土地家屋調査士会をはじめとした8土業団体と連携会議等を通じて社会人入試を紹介してもらい、大学院の認知度を高めるよう努めた。2) の対策として、本学法学部生を対象に、2回の進学説明会を開催し、現役大学院生と受験予定者の交流を図ることで、大学院進学の特長を伝え、受験者の増加に繋がるよう努めた。</p> <p>なお、法学部出身者の進学を促すため、令和2年度より新たに推薦入試を実施したほか、令和3年4月に紛争解決学国際連携専攻（マサチューセッツ州立大学ボストン校とのジョイントディグリー（定員4名））を設置した。これに併せて法政・紛争解決学専攻の定員を25名から14名に見直した。</p>			
<p>【分析項目5-3-1】 社会文化科学教育部博士前期課程 熊本大学・マサチューセッツ州立大学ボストン校紛争解決学国際連携専攻</p> <p>令和3年4月から新規設置となった専攻であり、本学とマサチューセッツ州立大学ボストン校とのジョイントディグリープログラムである。実入学者数が大幅に下回る状況になっている主たる理由として、今年度は新型コロナウイルスの影響により海外への渡航が困難な状況であり、志願者が少なかったことが考えられる。</p> <p>本専攻を設置するにあたり、進学説明会を開催し、本専攻のしくみやカリキュラム、また海外での学修等、本専攻のメリット等について説明を行い、志願者の増加に繋がるよう努めた。また、当初予定していた第1期募集に追加して、第2期募集を実施し、受験する機会を確保した。</p>			
<p>【分析項目5-3-1】 社会文化科学教育部博士後期課程 文化学専攻</p> <p>主な理由としては、博士前期課程からの進学者、社会人の入学者が、それぞれ以前と比べて減少する傾向にあることが考えられる。対策として、7月に在籍生を、10月に社会人を主な対象とした進学説明会を開催し、博士後期課程進学の特長を具体的に周知し、受験者の増加につながるよう努めた。また、特に修了後一定の期間を経た過去の本大学院の博士前期課程修了者（社会人）に対して、博士後期課程への進学の意義を改めて伝える広報活動を行った。</p> <p>令和2年度より、今後の大学院改革を先導する卓越大学院プログラムを設置して、博士前期課程から博士後期課程までの5年一貫教育を行うことにより、進学者の確保を行う。また、本専攻としても、より一貫性を高める大学院教育の観点から、外国人留学生を含めた博士前期課程の在籍生に対して、博士後期課程への進学を視野に入れた研究指導等を一層充実することにより、進学者の増加につながるよう努める。</p>			

<p>【分析項目5-3-1】 自然科学教育部博士後期課程 工学専攻 自然科学教育部では留学生数が2016年度～2019年度の間に約20%減少し、特に博士後期課程において、この減少が大きい。また、日本人学生に関しては、企業の採用状況が極めて好調で、博士前期課程の就職率が100%近くで推移していることも進学者が増加しない大きな原因と推定される。 対策として、2018年度の自然科学研究部から自然科学教育部への改組の際、「研究者養成コース」及び「産学協働教育コース」の2つのコースを備えるAim-Highプログラムを開設し、博士前期課程から博士後期課程までの一貫教育を推進することで、博士後期課程への進学者増加に努めている。さらに、博士後期課程への留学生確保のために、各種ODA事業等で支援を受けた博士後期課程進学希望の優秀な留学生の発掘・確保を協定先大学と連携して積極的に進めている。</p>			
<p>【分析項目5-3-1】 薬学教育部 医療薬学専攻 薬学部薬学科においては、薬剤師としての就職率が非常に高く、学部からの進学者が減少したことが、定員充足率減少の主たる理由と考える。対応策としては、研究室の指導体制を充実し、大学院生が質の高い指導を受ける環境を整えたこと、またS-HIGOをはじめとする魅力的な大学院環境を整備しこれを周知することにより、学内外からの志願者の増加を促しているところである。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書き</u>で記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

領域6 基準の判断 総括表

熊本大学

組織番号	教育研究上の基本組織	基準6-1	基準6-2	基準6-3	基準6-4	基準6-5	基準6-6	基準6-7	基準6-8	備考	
01	文学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）									
02	教育学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）									
03	法学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）									
04	理学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）									
05	医学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）									
06	薬学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）									
07	工学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）									
08	教育学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている		
09	社会文化科学教育部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている		
10	自然科学教育部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）									
11	医学教育部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）									
12	保健学教育部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）									
13	薬学教育部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）									
14	大学教育統括管理運営機構	該当なし	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	該当なし	該当なし		

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【優れた成果が確認できる取組】				
基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【優れた成果が確認できる取組】				
基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【優れた成果が確認できる取組】				
基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【優れた成果が確認できる取組】				
基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること				
	データ欄	備考		
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率			
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況			
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【優れた成果が確認できる取組】				

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【優れた成果が確認できる取組】				
基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	5-1-1-02_3ポリシー(全学・大学院)		再掲
	5-1-1-10_3ポリシー(教育学研究科)		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	5-1-1-02_3ポリシー(全学・大学院)		再掲
	5-1-1-10_3ポリシー(教育学研究科)		再掲
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	5-1-1-02_3ポリシー(全学・大学院)		再掲
	5-1-1-10_3ポリシー(教育学研究科)		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (08)教育学研究科カリキュラムマップ		
	6-3-1-02 (08)教育学研究科コースツリー		
	6-3-1-01 (00)熊本大学科目ナンバリング形式		
	6-3-1-03 (08)教育学研究科授業科目ナンバリング		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-04 (08)教育学部便覧（教育学研究科抜粋）		
	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (08)教育学研究科シラバス		
・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料			
	6-3-2-01 (00)自己点検・評価シート（学位プログラム評価）		

<p>[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p>	<p>・明文化された規定類</p>		
<p>[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<p>6-3-3-01 (00)熊本大学大学院学則</p>	<p>第29条、第31条</p>	
	<p>・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）</p>		
	<p>・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料</p>		
	<p>・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料</p>		
	<p>・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料</p>		
	<p>・研究倫理に関する指導が確認できる資料</p>		
	<p>・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p>		
	<p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			

【改善を要する事項】			
基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (08)教育学研究科学年暦		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (08)教育学研究科学年暦		再掲
	・シラバス 6-3-2-01 (08)教育学研究科シラバス		再掲
	6-4-2-01 (08)履修スケジュール		
	6-4-2-02 (08)履修モデル		
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 6-3-2-01 (08)教育学研究科シラバス		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 (00)教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス 6-3-2-01 (08)教育学研究科シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定 6-3-3-01 (00)熊本大学大学院学則	第27条	再掲
	6-4-5-01 (08)熊本大学大学院教育学研究科規則	第4条の2	
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料 6-4-8-01 (08)連携協力校等一覧		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 6-5-1 (00)履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		

[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・ 学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (00)学習相談の実施状況		
	・ 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (00)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取り組み		
	・ インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・ 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (00)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・ チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)留学生チューター制度		
	6-5-4-02 (00)留学生チューター制度の実施状況（非公表）		
	6-5-4-01 (08)チューター一覧（非公表）		
	・ 留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-03 (00)日本語クラス案内		
	6-5-4-04 (00)留学生の手引き		
	・ 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-05 (00)熊本大学障がい学生支援室規則		
	6-5-4-06 (00)障がいのある学生への修学支援		
	6-5-4-07 (00)障がいのある学生への就職支援		
	6-5-4-08 (00)熊本大学学生サポートサークルの手引き（非公表）		
	6-5-4-09 (00)ノートテーカーの育成・活動		
6-5-4-10 (00)バリアフリーマップ			
6-5-4-11 (00)障がい学生支援件数（非公表）			
6-5-4-12 (00)熊本大学における障がいのある学生等に対する合理的配慮対応指針			
6-5-4-13 (00)合理的配慮に関する意見交換会（非公表）			
・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			

	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-14 (00)学習支援の利用実績(附属図書館講習会実施状況)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 6-6-1-01 (00)厳格で適正な成績評価の基本的な考え方		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 6-3-2-01 (08)教育学研究科シラバス		再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 6-6-3-01 (08)成績評価の分布表(非公表)		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 6-6-3-01 (00)令和2年度第3回ファカルティ・ディベロップメント委員会議事要録(非公表)		
	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 6-6-3-02 (00)熊本大学におけるGPA 制度について		
	6-6-3-03 (00)学修成果可視化システムASOマニュアル(抜粋)		
	・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		

	6-6-3-02 (08)実践課題研究説明の資料		
	6-6-3-03 (08)教育実践研究履修状況報告書		
	6-6-3-04 (08)研究報告書審査報告書		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (00)成績に関する質問及び異議申立てのガイドライン		
	6-6-4-02 (00)成績異議申立等周知文及び様式		
	6-6-4-01 (08)成績評価に係る異議申立てについての告示		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-02 (08)成績異議申立件数(非公表)		
	・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-03 (00)国立大学法人熊本大学法人文書管理規則	第13条、別表	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・ 卒業又は修了の要件を定めた規定 6-3-3-01 (00)熊本大学大学院学則	第44条の2	再掲
	・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料 6-4-5-01 (08)熊本大学大学院教育学研究科規則	第9条～第11条	再掲

	6-7-1-01 (00)熊本大学学位規則		
	6-7-1-02 (00)熊本大学教授会規則	第2条	
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・ 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-7-2-01 (08)熊本大学大学院教育学研究科学位細則	第6条	
	・ 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	6-7-1-01 (00)熊本大学学位規則		再掲
	6-7-1-02 (00)熊本大学教授会規則	第2条	再掲
	6-7-2-02 (08)熊本大学大学院教育学研究科教授会規則	第3条	
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・ 卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-04 (08)教育学部便覧（教育学研究科抜粋）	別表第2	再掲
	6-7-3-01 (08)教職大学院オリエンテーション次第		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・ 教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (08)修了認定会議資料（非公表）		
	6-7-2-01 (08)熊本大学大学院教育学研究科学位細則	第6条、第7条	再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・ 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・ 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・ 審査及び試験に合格した学生の学位論文		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・ 法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-8-1】 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (08)所要資格取得教員免許状		
【分析項目6-8-2】 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 (00)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-01 (08)令和2年度学校基本調査（卒業後の状況）		
【分析項目6-8-3】 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (00)卒業（修了）予定者アンケート調査結果報告書（非公表）		
	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (08)修了生・就職先所属長への聞き取りのまとめ（抜粋）（非公表）		
【分析項目6-8-4】 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (08)修了生・就職先所属長への聞き取りのまとめ（抜粋）（非公表）		
	6-8-4-01 (00)卒業（修了）生アンケート調査結果報告書（非公表）		
	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
【分析項目6-8-5】 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	6-8-4-01 (08)修了生・就職先所属長への聞き取りのまとめ（抜粋）（非公表）		再掲
	6-8-5-01 (00)就職先アンケート調査結果報告書、出身学部・研究科・教育部別集計結果報告（非公表）		
【特記事項】			

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	5-1-1-02_3ポリシー(全学・大学院)		再掲
	5-1-1-11_3ポリシー(社会文化科学教育部)		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	5-1-1-02_3ポリシー(全学・大学院)		再掲
	5-1-1-11_3ポリシー(社会文化科学教育部)		再掲
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	5-1-1-02_3ポリシー(全学・大学院)		再掲
	5-1-1-11_3ポリシー(社会文化科学教育部)		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (09)社会文化科学教育部カリキュラム・マップ		
	6-3-1-02 (09)社会文化科学教育部カリキュラム・ツリー		
	6-3-1-01 (00)熊本大学科目ナンバリング形式		
	6-3-1-03 (09)社会文化科学教育部ナンバリング一覧		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-04 (09)熊本大学大学院社会文化科学教育部規則	別表第1、別表第2	
	6-3-1-05 (09)熊本大学大学院社会文化科学教育部博士前期課程履修細則	別表第1、別表第2	
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (09)社会文化科学教育部シラバス		
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		

	6-3-2-01 (00)自己点検・評価シート (学位プログラム評価)		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類		
	6-3-3-01 (00)熊本大学大学院学則	第29条、第31条	
	6-3-1-04 (09)熊本大学大学院社会文化科学教育部規則	第10条、第11条	再掲
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告書等）		
	6-3-1-04 (09)熊本大学大学院社会文化科学教育部規則	第4条	再掲
	6-3-4-01 (09)指導体制 (社会文化科学教育部Webサイト)		
	・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-02 (09)学生便覧 (博士前期課程) (抜粋)		
	6-3-4-03 (09)学生便覧 (博士後期課程) (抜粋)		
	・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-04 (09)卓越大学院プログラム指導教員一覧 (非公表)		
	6-3-4-05 (09)卓越大学院プログラム概要		
	・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-06 (09)研究倫理 eラーニングの受講について		
・ TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料			
6-3-4-07 (09)TA任用計画 (非公表)			
[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (09)社会文化科学教育部学年暦		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (09)社会文化科学教育部学年暦 ・シラバス 6-3-2-01 (09)社会文化科学教育部シラバス		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 6-3-2-01 (09)社会文化科学教育部シラバス		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 (00)教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-3-2-01 (09)社会文化科学教育部シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則 6-3-3-01 (00)熊本大学大学院学則	第25条	再掲
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

	6-4-9-01 (09)時間割 前期課程 (前学期)		
	6-4-9-02 (09)時間割 前期課程 (後学期)		
	6-4-9-03 (09)時間割 後期課程 (前学期)		
	6-4-9-04 (09)時間割 後期課程 (後学期)		
	6-4-9-05 (09)社会文化科学教育部パンフレット (抜粋)		
<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (00)履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (00)学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (00)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取り組み		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (09)エクスターンシップ実施要項		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (00)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)留学生チューター制度		
	6-5-4-02 (00)留学生チューター制度の実施状況（非公表）		
	6-5-4-01 (09)社会文化科学教育部チューター一覧(前学期)（非公表）		
	6-5-4-02 (09)社会文化科学教育部チューター一覧(後学期)（非公表）		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-03 (00)日本語クラス案内		
	6-5-4-04 (00)留学生の手引き		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
6-5-4-05 (00)熊本大学障がい学生支援室規則			
6-5-4-06 (00)障がいのある学生への修学支援			
6-5-4-07 (00)障がいのある学生への就職支援			
6-5-4-08 (00)熊本大学学生サポートサークルの手引き（非公表）			
6-5-4-09 (00)ノートテーカーの育成・活動			

6-5-4-10 (00)バリアフリーマップ		
6-5-4-11 (00)障がい学生支援件数(非公表)		
6-5-4-12 (00)熊本大学における障がいのある学生等に対する合理的配慮対応指針		
6-5-4-13 (00)合理的配慮に関する意見交換会(非公表)		
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況(受講者数等)が確認できる資料		
・学習支援の利用実績が確認できる資料		
6-5-4-14 (00)学習支援の利用実績(附属図書館講習会実施状況)		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。
 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 6-6-1-01 (00)厳格で適正な成績評価の基本的な考え方		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 6-6-2-01 (09)シラバスでの成績評価基準の公表 6-6-2-02 (09)履修に係る留意事項について		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われている	・成績評価の分布表		

<p>ことについて、組織的に確認していること</p>	<p>6-6-3-01 (09)成績評価の分布表 (社会文化科学教育部, 2020年度) ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料</p> <p>6-6-3-01 (00)令和2年度第3回ファカルティ・ディベロップメント委員会議事要録 (非公表) ・ G P A 制度の目的と実施状況についてわかる資料</p> <p>6-6-3-02 (00)熊本大学におけるGPA 制度について</p> <p>6-6-3-03 (00)学修成果可視化システムASOマニュアル(抜粋) ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料</p> <p>6-6-3-02 (09)修士論文等及び「特別研究Ⅱ」の評価</p>		
<p>[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること</p>	<p>・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料</p> <p>6-6-4-01 (00)成績に関する質問及び異議申立てのガイドライン</p> <p>6-6-4-02 (00)成績異議申立等周知文及び様式</p> <p>6-6-4-01 (09)成績異議申し立て告示 ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ</p> <p>6-6-4-02 (09)成績異議申立件数 (非公表) ・ 成績評価の根拠となる資料 (答案、レポート、出席記録等) を保存することを定めている規定類</p> <p>6-6-4-03 (00)国立大学法人熊本大学法人文書管理規則</p>	<p>第13条、別表</p>	
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書き</u>で記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-3-3-01 (00)熊本大学大学院学則	第44条、第46条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
	6-3-1-04 (09)熊本大学大学院社会文化科学教育部規則	第14条~16条	再掲
	6-7-1-01 (00)熊本大学学位規則		
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文評価基準」という。)を組織として策定していること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-7-2-01 (09)社会文化科学教育部博士後期課程における課程博士の学位に関する細則		
	6-6-3-02 (09)修士論文等及び「特別研究Ⅱ」の評価		再掲
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	6-7-1-01 (00)熊本大学学位規則		再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	6-7-1-02 (00)熊本大学教授会規則	第2条	再掲
	6-7-2-02 (09)熊本大学大学院社会文化科学教育部教授会規則	第3条	
	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-01 (09)学生便覧(抜粋)	13、58ページ	
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	6-7-3-02 (09)ガイダンス配付資料一覧(博士前期)		
	6-7-3-03 (09)ガイダンス配付資料一覧(博士後期)		
	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (09)博士前期課程及び博士後期課程修了判定資料(非公表)		
	6-7-4-02 (09)博士前期課程論文及び修了判定資料(非公表)		
	<専門職学位課程を除く大学院課程の分析> ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-4-03 (09)社会文化科学教育部博士前期学位審査基準		
	6-7-4-04 (09)社会文化科学教育部博士後期学位審査基準		
6-7-4-05 (09)博士前期課程 審査手続き要項			
6-7-4-06 (09)博士後期課程 審査手続き要項			
6-7-4-07 (09)社文博士後期課程学位論文提出手続に関する申合せ			
6-7-4-08 (09)社会文化科学教育部博士前期課程における学位論文等の審査等に関する細則			

	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 6-7-4-08 (09)社会文化科学教育部博士前期課程における学位論文等の審査等に関する細則		再掲
	6-7-4-03 (09)社会文化科学教育部博士前期学位審査基準		再掲
	6-7-4-04 (09)社会文化科学教育部博士後期学位審査基準		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文 6-7-4-09 (09)学位授与報告書(博士後期課程)(非公表)		
【分析項目6-7-5】 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-8-1】 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率 ・資格の取得者数が確認できる資料 6-8-1-01 (09)社会文化科学教育部取得資格一覧 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		

<p>[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p>	<p>・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況</p> <p>・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01 (09)令和2年度学校基本調査（卒業後の状況）</p> <p>・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 6-8-2-02 (09)熊大通信2021年4月号抜粋</p>		
<p>[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p>	<p>・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01 (00)卒業（修了）予定者アンケート調査結果報告書（非公表）</p>		
<p>[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p>	<p>・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-4-01 (00)卒業（修了）生アンケート調査結果報告書（非公表）</p>		
<p>[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p>	<p>・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-01 (00)就職先アンケート調査結果報告書、出身学部・研究科・教育部別集計結果報告（非公表）</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書き</u>で記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【優れた成果が確認できる取組】				
基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【優れた成果が確認できる取組】				
基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【優れた成果が確認できる取組】				
基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【優れた成果が確認できる取組】				
基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 6-2-1-01 (14)教育課程編成・実施の方針 6-2-1-02 (14)教養教育の案内2021年度(抜粋 p.8)		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 6-2-2-01 (14)卒業認定・学位授与の方針 6-2-1-01 (14)教育課程編成・実施の方針 6-2-2-02 (14)教養教育の案内2021年度(抜粋 pp22-28)		再掲

6-2-2-03 (14)熊本大学大学教育統括管理運営機構規則

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

【分析項目6-2-1】

教養教育単独の教育課程方針は策定していないが、全学の教育課程方針並びに各学部の教育課程方針にて教養教育を含めた記載としている。また、「教養教育の案内」において、「教養教育と専門教育の概要」として教養教育の位置づけや教養教育の科目構成を示すとともに、選択科目における各学部・学科毎の履修方針と要望を明示している。

【分析項目6-2-2】

教養教育単独の教育課程方針は策定していないが、全学の学位授与方針並びに各学部の学位授与方針に沿った教養教育科目の履修となるよう、「教養教育の案内」にて選択科目についての各学部・学科毎の履修方針と要望を学生に明示している。また、全学及び各学部の学位授与方針に定める「豊かな教養」を実現するため、教養教育のリベラルアーツ科目及び現代教養科目においては、文系学部の学生には自然・生命学系を、理系学部の学生には人文・社会学系をそれぞれパッケージ化した科目の中から履修するパッケージ制を導入している。
なお、各学部からの教養教育に対する意見・要望については大学統括管理運営機構運営会議において審議することとしており、各学部の学位授与方針と整合性を持った教養教育の科目編成となるよう、教養教育の運営を行っている。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-3-1】 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-2-1-02 (14)教養教育の案内2021年度 (抜粋 p.8)		再掲
	6-3-1-01 (00)熊本大学科目ナンバリング形式		
	6-3-1-01 (14)熊本大学学則	第34条	
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-01 (14)熊本大学学則	第35条	再掲
【分析項目6-3-2】 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	6-3-1-02 (14)教養教育の案内2021年度 (抜粋pp.8-41)		
	6-3-1-03 (14)教養教育シラバス		
	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		

	・シラバス		
	6-3-1-03 (14)教養教育シラバス		再掲
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-2-01 (14)自己点検・評価シート(教養教育プログラム評価)		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	6-3-1-01 (14)熊本大学学則	第43条、第44条、第45条、第46条	再掲
	6-3-3-01 (14)熊本大学における他の大学等の授業科目を履修する学生の取扱いに関する規則		
	6-3-3-02 (14)六大学国内留学プログラムに係る単位互換科目の受講及び単位認定の取扱いについて		
	6-3-3-03 (14)放送大学単位認定の取扱いについて		
[分析項目6-3-4] 大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題についての研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)指導体制が確認できる資料(規定、申合せ等)		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-3-2] 令和3年度から、教養教育の内部質保証に係る自己点検・評価「教養教育プログラム評価」を教養教育FD専門委員会において実施しており、その中で「カリキュラム・ポリシーに基づいて、教育課程が体系的に編成され、適切な水準になっていること」を確認している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-3-1-01 (14)熊本大学学則	第42条	再掲
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-2-01 (14)2021年度 教養教育カレンダー・行事予定表		
	・シラバス 6-3-1-03 (14)教養教育シラバス		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)		
	6-3-1-03 (14)教養教育シラバス 6-4-3-01 (14)シラバス作成の留意事項、セルフチェックリスト		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 (00)教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス 6-3-1-03 (14)教養教育シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		

<p>[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p>	<p>・実施している配慮が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p> <p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p> <p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p> <p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>[分析項目6-4-2] 平成29年度からクォーター制を導入し、従来の15週で完結するセメスター科目に加え、8週で完結するターム科目を開講しており、学生が各ターム、学期及び年間を通じたより柔軟な学習計画を設計することを可能としている。 令和2年度の教養教育の開講科目においては、履修者数の4割以上がターム科目となっている。 また、ターム科目については、授業改善のためのアンケート調査において、ターム科目固有の質問を設けて学生からの意見を聴取・確認するとともに、成績評価結果についても集計・分析し、セメスター科目と比較等を行いながら、セメスター科目と同等以上の十分な教育効果をあげている事を検証・確認している。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【活動取組6-4-A】 大学での学びが特定の分野に偏ることのない、幅広く、かつ深い学びとなるよう、教養教育の履修方法として「パッケージ制」を導入し、主体的学修を前提とする分野横断的な幅広い知識を修得させる授業科目を充実させ教育内容を高度化した。このことによって、学生の教養科目の修得単位数割合は、所属学部のカリキュラムポリシーに沿った「文理クロス履修」が飛躍的に増加している。</p>	<p>6-4-A (14)パッケージ制と文理クロス履修</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			

【改善を要する事項】

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (00)履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (00)学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (00)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取り組み		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (14)キャリア科目の実施状況		
	6-5-3-02 (14)令和2年度インターンシップ実施状況（非公表）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (00)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)留学生チューター制度		
	6-5-4-02 (00)留学生チューター制度の実施状況（非公表）		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-03 (00)日本語クラス案内		
	6-5-4-04 (00)留学生の手引き		
	6-5-4-01 (14)教養教育英語シラバス		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
6-5-4-05 (00)熊本大学障がい学生支援室規則			
6-5-4-06 (00)障がいのある学生への修学支援			

6-5-4-07 (00)障がいのある学生への就職支援		
6-5-4-08 (00)熊本大学学生サポートサークルの手引き (非公表)		
6-5-4-09 (00)ノートテイカーの育成・活動		
6-5-4-10 (00)バリアフリーマップ		
6-5-4-11 (00)障がい学生支援件数 (非公表)		
6-5-4-12 (00)熊本大学における障がいのある学生等に対する合理的配慮対応指針		
6-5-4-13 (00)合理的配慮に関する意見交換会 (非公表)		
・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
6-5-4-02 (14)英語基礎力充実コース		
・ 学習支援の利用実績が確認できる資料		
6-5-4-14 (00)学習支援の利用実績 (附属図書館講習会実施状況)		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

[分析項目6-5-4]
 学生に対する英語によるシラバスの提供については、留学生が履修する可能性が高い科目を中心に対応している。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。

--	--	--

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準 6-6-1-01 (00)厳格で適正な成績評価の基本的な考え方		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		

	6-3-1-03 (14)教養教育シラバス		再掲
	6-6-2-01 (14)教養教育の案内2021年度(抜粋p.1)、Moodle掲示板		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (14)成績評価の分布資料(英語部会分抜粋)(非公表)		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-01 (00)令和2年度第3回ファカルティ・ディベロップメント委員会議事要録(非公表)		
	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-3-02 (00)熊本大学におけるGPA 制度について		
	6-6-3-03 (00)学修成果可視化システムASOマニュアル(抜粋)		
・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料			
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (00)成績に関する質問及び異議申立てのガイドライン		
	6-6-4-02 (00)成績異議申立等周知文及び様式		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-01 (14)異議申立の状況(非公表)		
	・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-03 (00)国立大学法人熊本大学法人文書管理規則	第13条、別表	
	6-6-4-02 (14)試験答案・レポート等返却保管について		
6-6-1-01 (00)厳格で適正な成績評価の基本的な考え方		再掲	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			

【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		

果が得られていること			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			